外国人労働者の適正雇用を進める憲章の普及

(県民生活局多文化共生課)

1 概 要

外国人県民の生活環境の改善、地域社会への適応、子どもの教育などへの理解・ 支援等、重要な役割が期待されている企業と連携した多文化共生の地域づくりを図る ため、県と経済団体が協力して2012年2月23日に「外国人労働者の適正雇用と日本 社会への適応を促進するための憲章」を策定した。

セミナー開催などの広報啓発により憲章の普及を図り、外国人雇用企業等の理解、自発的な取組を促進する。

2 憲章の概要

_		
	区分	内容
	6項目の内容	1 外国人労働者の <u>日本社会への適応促進</u> を図るため、 <u>日本語教育及び日本の文化や慣習等についての理解を深める機会を提供</u> するよう努める。
		2 外国人労働者及びその家族が地域の住民と共生できるよう、地域社 会参画の機会の確保に努める。
		3 外国人労働者の子どもが将来の日本社会あるいは母国社会を支える 存在となることを考慮し、子どもの社会的自立を図るため、外国人労 働者が保護者としての責任を果たすことができるよう努める。
		4 外国人労働者が <u>日本人労働者と同様、公正かつ良好な労働条件を享受</u> できるよう、外国人労働者を雇用する場合、 <u>労働関係法令等の遵守</u> に努める。
		5 法令遵守の観点を取り入れながら調達先・取引先を選定するよう 努める。
		6 本憲章の理念を尊重し、社内、 <u>グループ企業及び取引先に周知</u> する よう努める。
J	取りまとめ	静岡県
	協力 5 団体	・中部地域経済団体(社)中部経済連合会・県内経済4団体(社)静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会(社)静岡県経営者協会、静岡県中小企業団体中央会

3 令和3年度事業

東海4県(愛知県、岐阜県、三重県、静岡県) 1市(名古屋市)共催による 啓発セミナーは三重県で実施